

## Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law IP News Bulletin

日本語版 2024年4月号

[日本語版ニュースレターバックナンバー](#)

[英語版Newsletterバックナンバー](#)

<このニュースレターは、名刺を頂いた方あるいは当所のデータベースにメールアドレスが登録されている方にお送りしています>

### トピックス

1. 園田・小林からのお知らせ
2. 日本国特許庁に関するニュース
3. 中国特許庁に関するニュース
4. Meet Our Members!  
・技術部 弁理士 櫻井 宗矩

#### 1. 園田・小林からのお知らせ

##### 1-1. 当所の中国提携事務所が創立3周年を迎えました

この春、当所の中国提携事務所が創立3周年を迎えることとなりました。これもひとえに皆様方の温かいご支援とご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

これからも所員一同、皆様のご期待に添えますよう業務に精励して参る所存でございます。

今後ともご最員の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

#### 中国事務所の特徴

- ・日本と中国での知財権利化をワンストップでサポート
- ・信頼性と効率性を兼ね備えたサービス
- ・高度な専門性
- ・透明性のあるコミュニケーションとリーズナブルな料金体系

●詳しくは[こちら](#)

##### 1-2. 知財セミナーをご提供しております

当所では、各種知財セミナーをご提供しております。

特に4～6月は、新入社員の方や、知財部への新規ご異動の方への知財教育の時期でもあるかと存じます。それぞれの設定ゴールに応じた適切な深度のセミナーをご提案いたしますので、是非当所の知財セミナーをご検討ください。例えば、特許入門講座や、特許・公開公報の読み方講座や、発明発掘入門講座等のセミナーをご準備しております。

お問い合わせ先：[DCS@patents.jp](mailto:DCS@patents.jp) 又は <https://www.patents.jp/ja/contact/>

#### 2. 日本国特許庁に関するニュース

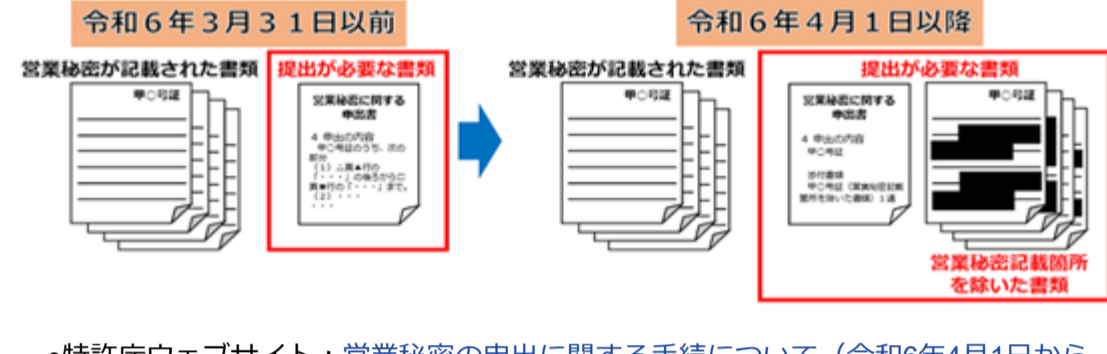
##### 2-1. 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について

審査中止の終了前に、**出願人側の申請に基づき分割出願の審査を再開する運用**が追加されました。

●特許庁ウェブサイト：[原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

##### 2-2. 審判事件における営業秘密の申出に関する手続の変更について

令和6年4月1日から、無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審並びに判定に係る書類について、**営業秘密が記載された旨を申し出る場合には、営業秘密に関する申出書と共に営業秘密が記載された箇所（以下「営業秘密記載箇所」といいます）を除いた書類を提出する必要があります**（特許法施行規則第50条の14）。



●特許庁ウェブサイト：[営業秘密の申出に関する手続について（令和6年4月1日から手続が変更されます） | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

##### 2-3. コンセント制度の導入について（商標法）

令和5年6月14日に公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律」により、コンセント制度が導入されることとなりました。コンセント制度に係る改正商標法の規定は、令和6年4月1日から施行されました。

諸外国・地域においては、先行登録商標と同一又は類似する商標であっても、先行登録商標権者の同意（コンセント）があれば後行の商標の併存登録を認める「コンセント制度」が導入されているところ、我が国においては、単に当事者間で合意がなされただけでは併存する類似の商標に関して需要者が商品又は役務の出所について誤認・混同するおそれが排除できない等の理由から、導入が見送られてきました。

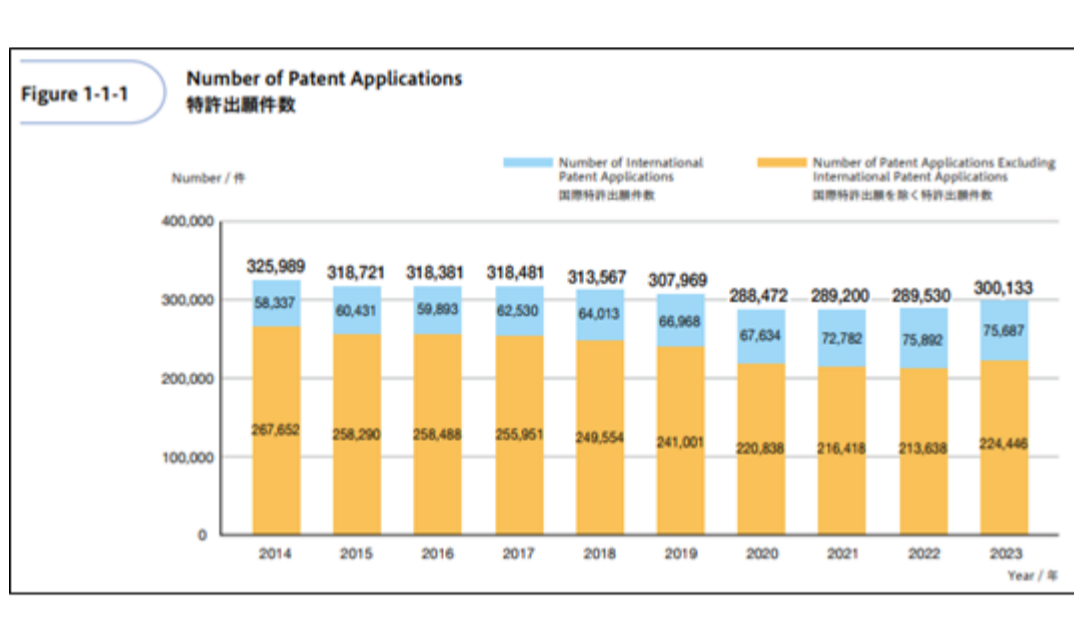
しかしながら、中小・スタートアップ企業等による知的財産を活用した新規事業でのブランド選択の幅を広げる必要性や、国際的な制度調和の観点から、コンセント制度の導入ニーズが高まっています。

そこで、今般の改正により、商標法第4条に第4項を新設し、同条第1項第11号に該当する商標であっても、**先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標（以下「両商標」といいます。）との間で混同を生ずるおそれがないものについては、登録が認められることとなります。**

●特許庁ウェブサイト：[コンセント制度の導入 | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)  
[コンセント制度に関するQ&A | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

##### 2-4. 特許庁ステータスレポート2024が発表されました

特許庁では、最新の特許庁の統計情報及び政策の成果をいち早く発信することを目的として、特許庁ステータスレポートをとりまとめています。是非ご活用ください。



●特許庁ウェブサイト：[特許庁ステータスレポート2024 | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)  
[特許庁ステータスレポート2024をとりまとめました | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

#### 3. 中国特許庁に関するニュース

##### CNIPAが特許公開ライセンス制度の取り扱いに関する通知を発行しました。

2024年1月20日より、CNIPAは、中国特許法第50条、特許法施行細則第85条から第88条、特許審査指針第5部第11章に基づき、特許権者が提出した特許公開ライセンス宣言書の審査を開始しました。

1. 提出時期・・・特許権の付与の公布公告後。
2. 応募方法・・・電子形式。
3. 資料の提出・・・署名又は捺印された特許オープンライセンスの宣言書、ロイヤリティの計算方法の根拠と方法の簡単な説明等を含む(特許審査基準第5部第11章第3.3項)。
4. 手数料・・・特許権者が、特許法第51条第2項及び特許法実施細則第87条の規定に基づいて特許オープンライセンス契約書を提出し、提出を許可された場合、中国国家知識産権局は、特許院発展改革部門、契約書及び中国国家知識産権局が発布した特許知識産権及び納付減額政策が実施された後、特許審査指南第五編第11章第8節に基づき、特許オープンライセンスの実施期間中、契約書の提出が登録された日から満了していない特許年金の納付の減額を実施します。
5. 審査と通知・・・審査の結果、特許オープンライセンスステートメントが要件を満たした場合、国家知識産権局は特許オープンライセンスステートメントの公告を承認する通知を発行するものとする。
6. 登録と発表・・・特許オープンライセンスに関する事項は、特許登録簿に登録し、特許公報に公告しなければならず、主分類番号、特許番号、オープンライセンス宣言番号、特許権者、発明の名称、出願日、付与公告日、特許ライセンス使用料の支払方法及び基準、特許ライセンス期間、特許権者の連絡先、オープンライセンス宣言の効力発生日等を含む。
7. 救済措置・・・特許オープンライセンスの実施期間中、特許権者が年金を減額するか否かの決定に納得できない場合、特許権者は、中国知識産権局に陳述するか、電話で協議するか、行政による再考を申請することができます。

●詳しくは[こちら](#)

#### 4. Meet Our Members!

一本号では技術部 弁理士 櫻井 宗矩をご紹介しますー



##### 櫻井 宗矩 (Munenori Sakurai)

弁理士  
大学院では農芸化学分野で有機化学を専攻。大学院修了後、化学メーカーにて研究開発、特許調査、知財戦略立案などの業務に従事。その後、コンサルティングファームに参画し、自動車、重工、医療機器などの幅広い分野の製造業の業務改革支援を執行。2022年7月、当事務所入所。

##### Q1: 当所に入所するまでの経緯を教えてください。

化学メーカーにて、入社4年目にたまたま部署内の特許調査担当をすることになり、これをきっかけに特許の世界に入っていくことになりました。知財業務の方が開発業務よりも性に合っていたらしく、開発部門における知財担当という方向にキャリアの舵を切ることにしました。その後、製造業の業務プロセスの合理化を支援するコンサルティングファームに参画しましたが、更により技術的に深く関わりながら色々な会社のサポートをしたいと思うようになり、特許事務で働くことを決めました。

当所に入所するきっかけは、転職を検討していた際に、当所の「フルフレックス・フルリモート可能」という求人を見て、興味を持ったことでした。更に、当所ウェブサイトのメンバーを見ると、信じられないような素晴らしい経歴の方々や、多くのグローバル人材の方々が所属していることが見受けられたため、このようなハイレベルな環境で働いてみたいと思ったことも入所の動機付けとなりました。

##### Q2: 園田・小林の印象を教えてください。

事務所を一言で表すなら、「自由」です。本当にフルリモート・フルフレックス可能なので、私も在宅勤務時に、子供の世話などで一旦離席してから、落ち着いたら仕事を再開する、というような働き方もできていますし、スタッフの中には地方で仕事をされている方々もいます。また、色々チャレンジしてみたいことがあれば、手を挙げれば基本的にやらせてもらえます。かといって、そのようなチャレンジ精神を強要することはありません。個人のやりがいやスタイルを尊重してくれる職場だと思います。

##### Q3: 今後の目標を教えてください。

今現在は特定の業務に縛られず、積極的に色々な案件にチャレンジするようにしています。当然、中にはこの仕事は自分には合っていないな、と思うようなものもありますが、充実感をもって楽しく取り組めるものにもあたる場合があります。そういった「掘り出し物」を増やして行って、自分でも知らなかった自分の得意分野を広げていければと思っています。

##### Q4: プライベートの過ごし方を教えてください。

家族4人（私、妻、息子（3歳）、娘（1歳））で遊びに出かけることが多いです。息子が動物園や水族館が好きなので、定期的に行っています。今狙っているのは、以前行った時にはいなかった、子供のカバの『まんぶくくん』がいる東武動物公園です。あと、キャンプ道具も収集中で、下の子どもを少ししたら行けるようになるかなというところなので、今年はどこかキャンプをしに行きたいと思っています。

#### 園田・小林弁理士法人ご紹介

園田・小林弁理士法人は、国際化が急速に進展する産業界において、最も信頼されるリーガルサービスを提供することを目標に園田吉隆弁理士と小林義教弁理士によって1998年に設立されました。弊所は13の国籍、10の使用言語を有する多国籍の約100名の所員からなる極めて国際的な専門家集団です。依頼者との意思疎通を重視し、事務所内外に対するオープンな雰囲気は創業以来の伝統です。

国内外における専門性と信頼度の高い知財サービスを提供する、真に頼りになる特許事務所を目指し、日々研鑽を重ねてまいります。

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビルディング34階

代表 [mailbox@patents.jp](mailto:mailbox@patents.jp)

カスタマーサポートチーム [DCS@patents.jp](mailto:DCS@patents.jp)

●中国 北京 (BEIJING)

北京代表処 (Beijing Office)

Times Fortune World Tower 2, Room 2926,

No.1 Hangfeng Road, Fengtai District, Beijing 100070, China

---

ニュースレターの配信を希望しない方は、お手数ですが以下の [Unsubscribe from the list](#) をクリックしてください。  
[update your preferences](#) or [unsubscribe from this list](#).

*Copyright © 2021-2024 Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law. All rights reserved.*

